

(平成26年10月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

北海道厚生年金 事案 5014

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を53万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月20日

申立期間は、A社（現在は、B社）で育児休業期間中に賞与を受けたが、賞与の支払記録が確認できない。

申立期間の賞与支給明細書を提出するので、賞与の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された個人別賃金台帳及び申立人が保管する平成15年6月分賞与支給明細書から、申立人は、申立期間に当該事業所から賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、申立人に係る平成14年12月から15年6月までの期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、事業主が申立期間に申立人に支払った賞与額に係る届出を行っておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、B社から提出された個人別賃金台帳及び申立人が保管する賞与支給明細書において確認できる賞与額から、53万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から49年3月まで

私が20歳になった時、農業協同組合の担当者に勧められて、父が私の国民年金の加入手続を行ったと父から聞いた。また、父は、私の国民年金保険料を国民年金に加入した20歳の時から、継続して納付したと言っていたので、農業協同組合の父の組合員勘定から納付していたはずである。

しかし、申立期間の国民年金保険料が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった時、申立人の父親がA農業協同組合（現在は、B農業協同組合）の職員に勧められ、申立人の国民年金の加入手続を行い、同組合の父親の組合員勘定から申立人の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする父親は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者資格取得状況調査により、申立人は、昭和49年10月頃に国民年金の加入手続を行い、20歳到達時である43年*月まで遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認される上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の検索においても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、C市の申立人に係る国民年金被保険者名簿においても、申立期間の国民年金保険料は未納となっており、申立人に係る特殊台帳（マイクロフィル

ム) 及びオンライン記録と符合する。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から46年3月まで

私は、昭和43年1月にA村（現在は、B町）役場で国民年金の加入手続きを行い、その後、申立期間を含む結婚するまでの国民年金被保険者期間については、遅れることがあってもA村役場又は転居後のC市の区役所で国民年金保険料を納付した。国民年金加入当初に、生年月日を誤って手続きしてしまったことがあったが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち昭和44年3月から同年9月頃までの国民年金保険料はA村役場で納付したとしているが、申立人が保管する国民年金手帳の昭和43年度から45年度までの印紙検認記録欄には、納付したことを示す検認印が無く、また、B町の申立人に係る国民年金被保険者名簿においても申立期間の保険料を納付した記録は記載されていない。

また、申立人は、「昭和47年5月にB町から転居したC市のD区役所で、国民年金保険料の未納期間を調べてくれて、同区役所で大きな金額をまとめて納付した。」と述べているが、C市では過年度の国民年金保険料の収納を行っておらず、また、区役所内に過年度の保険料を納付できた金融機関も設置されていなかったことに加えて、この期間は特例納付期間であるが、特例納付した場合に記録し保存することになっている申立人に係る特殊台帳（マイクロフィルム）が保存されていないことから、申立人が申立期間の保険料を過年度納付、特例納付した形跡が見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 5015

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 54 年 4 月 12 日から同年 5 月 1 日まで

昭和 54 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで、A局のB支区に臨時雇用員として継続して勤務したが、年金記録によると、厚生年金保険の加入記録は、同年 4 月 1 日から同年同月 12 日までになっており、申立期間①及び②の記録が確認できない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間は、A局の臨時職員に3か月間の期間雇用として採用されており、採用時に、3か月又は6か月の雇用期間の場合は、厚生年金保険に加入する旨の説明を受けた。」と主張している。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、A局は、昭和 62 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、公共企業体の業務の一部を承継する独立行政法人Cは、「正職員以外の臨時雇用員等については、当時の記録が残っておらず、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況は確認できない。また、当時、臨時雇用員等の厚生年金保険の取扱いについては、同じ局内においても、支区ごとで取扱いが異なっていた。」と回答している。

また、申立人は、当時の同僚の名前を記憶していないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録により、申立期間①及び②において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた 14 人に照会し、

6人から回答が得られたものの、いずれも「申立人とは別の部署に勤務していたので、申立人のことについては何も分からない。」と回答しており、申立人の申立内容を裏付ける供述が得られなかった。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票を確認したものの、申立人の厚生年金保険被保険者記録はオンライン記録と一致しており、同記録が訂正されているなどの不自然な形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 5016

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から 49 年 6 月まで

申立期間は、A 県 B 市にあった C 社に勤務し、取引先である菓子メーカーの商品配送業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

給与から厚生年金保険料等が控除されていたと記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所名簿及びオンライン記録によると、申立人が勤務したとする C 社は、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い。

また、申立人が記憶する当該事業所の所在地を管轄する A 法務局 D 出張所は、「当該事業所の商業・法人登記簿謄本は見当たらない。」と回答している。

さらに、関連業界団体である B 市商工会及び A 協会は、いずれも「C 社が会員であった記録は無い。」と回答しているとともに、申立人が配送を担当していたとする取引先は、「当社の商品配送に関しては、申立期間当時から多数の運送会社と取引していたが、当時の関係資料は既に廃棄しており、継続かつ長期に取引していた運送会社以外のことは分からない。このため、当時、当社と C 社が取引関係にあったかどうかについては何も分からない。」と回答しており、当該事業所の特定に至る情報は得られなかった。

加えて、申立人は、事業主及び事務担当であったとする事業主の妻の名前を挙げているが、姓のみの記憶であるため、個人を特定することができない上、同僚についても名前を記憶していないことから、これらの者からは、申立人の申立内容を裏付ける供述を得ることができない。

なお、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所と名称が類似する事業所名で厚生年金保険の適用事業所であった事業所が 4 社確認できたも

のの、その所在地は、いずれも申立人の記憶する事業所所在地と相違していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 5017

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 8 日から同年 12 月 15 日まで
申立期間は、A社B支店(現在は、A社C支店)でミキサーの運転手として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が名前を挙げた同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社B支店に臨時雇用のミキサー運転手として勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社C支店は、「当時の資料は無く、申立期間当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、A社B支店で一緒に勤務したとして、ミキサー運転手二人の名前を挙げているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、当該二人は、申立人と同様に、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、このうち所在が確認できた一人は、「申立人と一緒に前の会社を辞め、A社B支店で、夏期間のみ、ミキサー運転手として勤務した。臨時雇用であり、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、所在が確認できた18人に照会し、9人から回答を得られたところ、そのうち、業務事務担当者であったとする者は、当時の状況について、「運転手として採用された者は臨時職員の期間があった。その期間は個々によって違っていたと思うが、正社員になってか

ら厚生年金保険に加入したと思う。」と供述している。

加えて、上記9人のうち、唯一ミキサーの運転手であったとする者は、「ミキサー運転手は、冬期間は仕事が無いため、雇用を一旦切られる。毎年、夏期間のみの雇用を繰り返している者もいたが、その間は臨時職員なので、厚生年金保険に加入していないと思う。私は、最初の1年間は臨時職員であったので、同保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。